

京都市企業立地促進制度補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 本社・工場等新增設等支援制度（第4条～第6条）
- 第3章 市内初進出支援制度（第7条～第9条）
- 第4章 お試し立地支援制度（第10条～第12条）
- 第5章 手続等（第13条～第24条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）における企業の立地を促進し、21世紀の本市の基幹産業の育成及び集積を図るなど、本市の産業基盤を強化するとともに、雇用の場を確保し、もって本市の産業の振興及び本市における労働者の雇用の安定に寄与するため、事業所等を設置し、雇用を拡大する企業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令の規定に基づく、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類において、製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に分類される産業をいう。
- (2) 本市の産業政策に特に寄与する産業分野 ものづくり、ICT、スポーツ、環境・エネルギー、医療・健康・福祉・介護関連等のヘルスケア・ライフサイエンス、マンガ・アニメ・ゲーム等のコンテンツ・アート、ベンチャーキャピタル・アクセラレータ・コンサルティング等の海外企業進出支援その他本市の産業政策に特に寄与する産業分野として市長が認める分野をいう。
- (3) 本社機能 本社又は主たる事業所その他の業務施設（調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門）が担う機能、研究所が担う研究開発の機能又は研修所が担う人材育成の機能をいう。
- (4) 本社・工場等 製造業等の事業の用に直接供する本社機能を有する事業所、工場、開発拠点（電子計算機のプログラム等の開発、電子計算機を用いた情報の処理等を行う事業所をいう。）又は研究所をいう。
- (5) オフィス等 調査、企画、研究開発又はその他管理業務を行う事務所をいう。ただし、本市及び本市の外郭団体（京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第2条第2号に規定する外郭団体をいう。以下同じ。）が所有する施設内に存するものを除く。
- (6) シェアオフィス等 シェアオフィス、コワーキングスペースその他の複数の利用者が一の建物又は個室を事業用に共有する形態の施設として市長が認めるものをいう。ただし、本市及び本市の外郭団体が所有する施設内に存するものを除く。
- (7) 京町家 建築基準法の施行の際現に存し、又はその際に建築、修繕もしくは模様替えの工事

中であった木造の建築物をいう。

- (8) 補助対象事業所 本社・工場等、オフィス等及びシェアオフィス等をいう。
- (9) 新增設等 新たに補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）自らが建物を建築、購入若しくは賃借し本社・工場等を開設すること又は補助対象者自らが所有若しくは賃借する既存の建物について増築等を行い、設備更新以外の本社・工場等の拡充を行うことをいう。
- (10) 生産等設備取得額 本社・工場等の新增設等により新たに取得する償却資産（地方税法第341条第4号に規定する償却資産をいう。）の取得額をいう。
- (11) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、会社をいう。
- (12) 中小企業者A 中小企業者のうち、資本金の額又は出資の総額が1億円以下かつ常時使用する従業員の数が100人以下の会社をいう。
- (13) 中小企業者B 中小企業者のうち、中小企業者A以外の会社をいう。
- (14) 大企業者 第9号に規定する中小企業者以外の会社をいう。ただし、第9号に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するものは、大企業者とする。
 - ア 発行済株式の出資口数又は出資価額の2分の1以上が同一の大企業者の所有に属している法人
 - イ 発行済株式の出資口数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業者の所有に属している法人
 - ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
- (15) 外国企業等 外国の法令に基づいて設立された法人その他団体、又は外国に主たる事務所有する法人その他団体をいう。
- (16) 外国人 出入国管理及び難民認定法第2条1号に規定する外国人をいう。
- (17) 海外企業 外国企業（外国の法令に基づいて設立された企業）及び外資系企業（国内企業のうち、発行株式の総数又は出資総額の割合の3分の1以上を外国企業等又は外国人が保有する企業）のうち会社をいう。
- (18) 常時雇用者 補助対象者と期間の定めのない雇用契約を締結している正社員（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に規定する高年齢者雇用確保措置及び第10条の2第1項に規定する高年齢者就業確保措置に基づき雇用されている社員を含む。）をいう。
- (19) 特定地域 以下のアからカに定める地区をいう。
 - ア 桂イノベーションパーク地区 桂イノベーションパーク構想において定められた桂イノベーションパーク地区
 - イ らくなん進都（鴨川以北） らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムにおいて定められたらくなん進都の区域のうち、鴨川以北の区域
 - ウ らくなん進都（鴨川以南） らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムにおいて定められたらくなん進都の区域のうち、鴨川以南の区域
 - エ 横大路地区 伏見ルネッサンスプランにおいて定められた横大路地域
 - オ 向日町駅周辺特定工業地区 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域に指定された区域及び京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（産業集積特別工業地区）において第二種地区に指定された区域
 - カ 京都駅南部地区 JR東海道新幹線以南、十条通り以北、近鉄京都線以東、鴨川以西の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域に指定された区域

- (20) オフィス・ラボ誘導地区 特定地域のうち、京都駅南部地区及びらくなん進都（鴨川以北）の地区をいう。
- (21) 公的インキュベーション施設 以下のアからキに掲げる施設をいう。
- ア 京都大学連携型起業家育成施設「京大桂ベンチャープラザ（北館）」
 - イ 京都桂新事業創出型事業施設「京大桂ベンチャープラザ（南館）」
 - ウ 京都新事業創出型事業施設「クリエイション・コア京都御車」
 - エ 京都市成長産業創造センター「ACT 京都」
 - オ 京都大学医薬系総合研究棟「イノベーションハブ京都」
 - カ アからカに準ずる施設として市長が認めるもの

（補助金の種別）

第3条 企業立地促進制度補助金は、次の各号に掲げる制度で構成する。

- (1) 本社・工場等新增設等支援制度
- (2) 市内初進出支援制度
- (3) お試し立地支援制度

第2章 本社・工場等新增設等支援制度

（補助対象者）

第4条 本章における補助対象者は、製造業等を営み、又は営もうとしている会社とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象者としない。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (3) 営業に関して必要な認可等を取得していない者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（補助対象事業）

第5条 本章における補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たす事業とする。

- (1) 市内において、補助対象者が本社・工場等の新增設等を行う事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - ア 生産等設備取得額の合計額が2,500万円以上であること。ただし、補助対象者が中小企業者である場合にあつては、1,000万円以上であること。
 - イ 本社・工場等の新增設等後において、当該本社・工場等及び同敷地内における常時雇用者の数が5名以上であり、かつ、補助対象者の市内における常時雇用者の総数が、第13条に基づく申請時から増加していること。
 - (2) 市内において、公的インキュベーション施設から退去する補助対象者（中小企業者に限る。）が、公的インキュベーション施設以外の場所で本社・工場等の新增設等を行う事業
 - (3) その他市長が特に必要と認める事業
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の目的、性質、態様等から補助対象事業として適当でないと認められるときは、補助対象事業から除くことができる。

(補助金の額及び交付方法)

第6条 市長は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定するところにより補助金の額を定めるものとする。

(1) 中小企業者

ア 税相当額の補助金

本社・工場等の新增設等に伴い取得した固定資産（地方税法第341条第3号に規定する家屋及び同条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）に係る固定資産税及び都市計画税で、当該本社・工場等の操業開始日の属する年の翌年の1月1日（操業開始日が1月1日である場合は、操業開始日の属する年の1月1日。以下同じ。）を賦課期日とする年度から、中小企業者Aの場合には3年度分、中小企業者Bの場合には2年度分の本市への納付税額に相当する金額（増築等である場合は、当該増築等の分に限る。）とし、それぞれ1億円を限度とする。ただし、補助対象事業が、オフィス・ラボ誘導地区及びらくなん進都（鴨川以南）の地区を除く特定地域内で行われる場合は、「納付税額に相当する金額」を「納付税額に相当する金額に100分の120を乗じた金額」に、オフィス・ラボ誘導地区又はらくなん進都（鴨川以南）の地区内で本社機能を有する事業所、開発拠点又は研究所の新增設等が行われる場合は、「納付税額に相当する金額」を「納付税額に相当する金額に100分の150を乗じた金額」に、同地区内で工場の新増設等が行われる場合は、「納付税額に相当する金額」を「納付税額に相当する金額に100分の120を乗じた金額」に、それぞれ読み替える。

イ 埋蔵文化財発掘調査費相当額の補助金

本社・工場等の新增設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、当該調査に要した経費（試掘調査費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）に相当する金額に100分の50を乗じた金額とし、2,500万円を限度とする。

ウ 市内初進出加算

補助対象者が、既に市外に事業所を設置しており、かつ、第13条に規定する申請を行う日から遡って2年の間、市内に事業所を設置していない場合、市内初進出加算の額は、当該本社・工場等に勤務する常時雇用者（第20条に規定する申請の日から遡って6箇月間以上継続して雇用され、かつ、同期間継続して市内に居住し住民票を置く者に限る。）1人につき1年度当たり20万円（補助対象者が海外企業、京町家オフィスに入居する企業に該当する場合は、それぞれに該当するごとに2を乗じる。）、2年度分に相当する金額とし、各年度の限度額は2,500万円とする。

(2) 大企業者

ア 税相当額の補助金

本社・工場等の新增設等に伴い取得した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税で、当該本社・工場等の操業開始日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から1年度分の本市への納付税額に相当する金額（増築等である場合は、当該増築等の分に限る。）に100分の50を乗じた金額とし、限度額は、別表1のとおりとする。ただし、補助対象事業が、オフィス・ラボ誘導地区及びらくなん進都（鴨川以南）の地区を除く特定地域内で行われる場合は、「納付税額に相当する金額に100分の50を乗じた金額」を「納付税額に相当する金額に100分の60を乗じた金額」に、オフィス・ラボ誘導地区又はらくなん進都（鴨川以南）の地区内で本社機能を有する事業所、開発拠点又は研究所の新增設等が行われる場合は、「納付税額に相当する金額に100分の50を乗じた金額」を「納付税額に相当する金額に100分の75を乗じた金額」に、同地区内で工場の新増設等が行われる場合

は、「納付税額に相当する金額に100分の50を乗じた金額」を「納付税額に相当する金額に100分の60を乗じた金額」に、それぞれ読み替える。

イ 埋蔵文化財発掘調査費相当額の補助金

本社・工場等の新增設等に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、当該調査に要した経費に相当する金額に100分の50を乗じた金額とし、2,500万円を限度とする。

ウ 市内初進出加算

補助対象者が、既に市外に事業所を設置しており、かつ、第13条に規定する申請を行う日から遡って2年の間、市内に事業所を設置していない場合、市内初進出加算の額は、当該本社・工場等に勤務する常時雇用者（第20条に規定する申請の日から遡って6箇月間以上継続して雇用され、かつ、同期間継続して市内に居住し住民票を置く者に限る。）1人につき1年度当たり20万円（補助対象者が海外企業、京町家オフィスに入居する企業に該当する場合は、それぞれに該当するごとに2を乗じる。）、2年度分に相当する金額とし、各年度の限度額は2,500万円とする。

2 前項の補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定するところにより交付するものとする。

(1) 中小企業者

ア 税相当額の補助金

補助対象事業者が中小企業者Aの場合は前項第1号アに規定する年度及びこれに続く2年度、補助対象事業者が中小企業者Bの場合は前項第1号アに規定する年度及びこれに続く1年度において、当該年度の納付税額に相当する金額に区分して年度ごとに交付する。

イ 埋蔵文化財発掘調査費相当額の補助金

埋蔵文化財発掘調査の完了後、前項第1号イに規定する金額を同号アに規定する金額の交付時に併せて交付する。

ウ 市内初進出加算

前項第1号アに規定する年度及びこれに続く1年度において、前項第1号ウに規定する金額を、年度毎の金額に区分し、同号アに規定する金額の交付時に併せて交付する。

(2) 大企業者

ア 税相当額の補助金

(7) 前項第2号アに規定する年度において交付する。

(4) 前条第1項に規定する補助対象事業が同一の敷地内に複数あるときは、別に定めるところにより交付する。

イ 埋蔵文化財発掘調査費相当額の補助金

埋蔵文化財発掘調査の完了後、前項第2号イに規定する金額を同号アに規定する金額の交付時に併せて交付する。

ウ 市内初進出加算

前項第2号アに規定する年度及びこれに続く1年度において、前項第2号ウに規定する金額を、年度毎の金額に区分して交付する。なお、前項第2号アに規定する年度については、同号アに規定する金額の交付時に併せて交付する。

3 前2項の規定により当該年度に交付する補助金の額を算定する場合において、補助金の額の合計額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

第3章 市内初進出支援制度

(補助対象者)

第7条 本章における補助対象者は、既に市外に事業所を設置しており、かつ、第13条に規定する申請を行う日から遡って2年の間、市内に事業所を設置していない会社とする。

2 次の各号に掲げる要件の全てを満たす企業として市長が認めるものは、前項に掲げる補助対象者とみなす。

(1) 国内に事業所を初めて設置する中小企業者、大企業者又は海外企業であつて、発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総数の2分の1以上が、第13条に規定する申請を行う日から遡って2年の間、市内に事業所を設置していない企業（以下「親企業」という。）に単独で所有されるものであること。

(2) 商号や事業内容が、親企業の事業との関連性が認められるものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は対象としない。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者

(3) 営業に関して必要な認可等を取得していない者

(4) 市町村税を滞納している者

(5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(6) 京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金の交付を受けようとしている者

（補助対象事業）

第8条 本章における補助対象事業は、補助対象者が市内にオフィス等を設置する事業（賃貸借の場合は契約期間が1年以上であるなど、長期の設置が見込まれる事業に限る。）とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の目的、性質、態様等から補助対象事業として適当でないと認められるときは、補助対象事業から除くことができる。

（補助金の額及び交付方法）

第9条 市長は、予算の範囲内において、次の各号の区分に応じ、次項に規定するところにより補助金の額を定めるものとする。

2 補助金の額は、オフィス等に勤務する常時雇用者（第20条に規定する申請の日から遡って6箇月間以上継続して補助対象者に雇用され、かつ、同期間継続して市内に居住し住民票を置く者に限る。以下この条において同じ。）1人につき、1年度当たり10万円（補助対象者が本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業、海外企業、京町家オフィスに入居する企業に該当する場合は、それぞれに該当するごとに2を乗じる。）で、2年度分に相当する額とし、各年度の限度額は2,500万円とする。

3 前項の補助金は、第20条に規定する申請日が属する年度及びこれに続く1年度において、第1項に規定する金額を、年度毎の金額に区分して交付する。

第4章 お試し立地支援制度

（補助対象者）

第10条 本章における補助対象者は、既に市外に事業所を設置しており、かつ、第13条に規定する申請を行う日から遡って2年の間、市内に事業所を設置していない会社で、市内での事業所の設置を検討している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は対象としない。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力

団密接関係者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (3) 営業に関して必要な認可等を取得していない者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者
- (6) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けた者

（補助対象事業及び補助対象期間）

第11条 本章における補助対象事業は、次の各号の要件をすべて満たす事業とし、補助対象期間は3箇月間（海外企業においては6箇月間）を上限とする。

- (1) 市内のシェアオフィス等を7日以上利用すること。
- (2) 補助対象期間内に市の取材やアンケート等に応じること。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、事業の目的、性質、態様等から補助対象事業として適当でないと認められるときは、補助対象事業から除くことができる。

（補助金の額及び交付方法）

第12条 市長は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる金額の合計により補助金の額を定めるものとする。

- (1) 利用料 シェアオフィス等の利用料として補助対象者が支払う経費（入会金、保証金、事務手数料、飲食料及び宿泊料など、通常定額の利用料に含まれないものとして市長が認める経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）に100分の50を乗じた額とし、限度額は別表2のとおりとする。
- (2) 交通費 通常勤務する事業所の所在地又は自宅（海外企業においては日本国内の入出国港）とシェアオフィス等との往復の交通費（京都市旅費条例に準ずる等合理的な経路及び方法による公共交通機関の費用として市長が認める経費に限る。ただし、消費税及び地方消費税を除く。）として補助対象者が支払う経費に100分の50を乗じた額とし、限度額及び利用限度回数は別表2のとおりとする。

2 前項の補助金は、前項に定める額を一括して交付する。

3 前2項の規定により交付する補助金の額を算定する場合において、補助金の額の合計額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

第5章 手続等

（補助対象事業の指定）

第13条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに、京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 本社・工場等新增設等支援制度

本社・工場等の新增設等の工事に着手する日の30日前まで。ただし、本社・工場等の新增設等の工事に着手する日の90日前までに、本市に対して申請の意思を示すこと。

- (2) 市内初進出支援制度

オフィス等の営業を開始する日の30日前まで。

(3) お試し立地支援制度

シェアオフィス等の利用を開始する日の7日前まで。

2 指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書

(2) 申請者の概要が分かる書類

(3) 事業計画書

(4) 登記簿謄本（建物）の写しなど建物の建築年月日及び構造が分かる書類（京町家オフィスに入居する企業に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、指定申請書の提出があった場合に、当該申請に係る補助対象事業の指定が適当であると認めるときは、補助対象事業として指定するものとする。

4 市長は、第5条に規定する補助対象事業を指定する場合においては、あらかじめ、京都市企業立地促進事業委員会設置要綱に基づき設置する京都市企業立地促進事業委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴取しなければならない。

5 市長は、第8条に規定する補助対象事業を指定した場合は、当該事業の概要を委員会に報告しなければならない。

6 市長は、補助対象事業を指定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

（指定の通知）

第14条 市長は、前条第3項の規定に基づき補助対象事業を指定したときは、指定を受けた補助対象者（以下「指定事業者」という。）に対し、その旨を京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の規定により補助対象事業に指定することが不適当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業不指定決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（指定申請内容の変更等）

第15条 指定事業者は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業変更・中止・廃止届出書（第4号様式）に、内容を示す書類（ただし、次の第1号に該当する場合に限る。）を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 指定申請書に記載した申請者の氏名又は住所に変更があったとき、若しくは添付書類に記載した事項において、補助金の交付に影響を与える変更があったとき。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（操業等開始の届出）

第16条 指定事業者は、第5条及び第8条に規定する補助対象事業所の操業又は営業を開始したときは、速やかに京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業操業等開始届出書（第5号様式）に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 本社・工場等新增設等支援制度

ア 現場写真（補助対象事業所の状況が分かるもの。写真撮影位置図を含む。）

イ 補助対象事業に関する図面等

ウ 補助対象事業所の全部事項証明書

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 市内初進出支援制度

ア 現場写真（補助対象事業所の状況が分かるもの。写真撮影位置図を含む。）

イ 補助対象事業に関する図面等

ウ 法人の登記事項証明書や補助対象事業所の賃貸借契約書など事業所の設置を証明する書類

エ その他市長が必要と認める書類

(報告及び指示)

第17条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、指定事業者に対して、補助対象事業に関する報告を求め、又は関係帳簿等を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、指定事業者に対して当該補助対象事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

(指定の取消し)

第18条 市長は、指定事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業の指定を取り消すことができる。

(1) 第4条、第5条、第7条、第8条、第10条又は第11条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 指定事業者が補助対象事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は補助対象事業が中止若しくは廃止の状態にあると市長が認めたとき。

(3) 指定事業者が、指定を受けた日から次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに補助対象事業所の操業、営業又は利用を開始しないとき。

ア 本社・工場等新增設等支援制度 6年以内

イ 市内初進出支援制度 1年以内

ウ お試し立地支援制度 90日以内

(4) 指定事業者が、偽りその他不正の手段により、補助対象事業の指定を受けたとき。

(5) その他補助対象事業として不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、補助対象事業の指定を取り消したときは、京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定取消決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(指定の取消しの特例)

第19条 補助対象事業が第5条に規定する事業である場合は、市長は、中小企業者である指定事業者が、採用活動を実施しているにも関わらず、又は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害、急激な景気の変動及び産業構造の変化その他の経済上等の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、第5条第1項第1号イに規定する要件を満たさない場合においては、第18条第1項第1号による補助対象事業の取消しを猶予することができる。

2 指定事業者は、前項の規定による補助対象事業の指定の取消しの猶予を受けようとするときは、京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定取消猶予申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請が到達してから30日以内に補助対象事業の指定の取消しの猶予の決定をするものとする。

4 市長は、補助対象事業の指定の取消しを猶予することが適当であると認めるときは、京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定取消猶予決定通知書（第8号様式）により通知するもの

とする。

- 5 前項の規定により指定の取消しの猶予が認められた者は、猶予を認められた当該年度に限り第20条の規定に基づき交付の申請をすることができる。
- 6 市長は、補助対象事業の指定の取消しを猶予することが不適当であると認めるときは、京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定取消決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第20条 指定事業者からの条例第9条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、補助金の交付を受けようとする年度ごとに、京都市企業立地促進制度補助金交付申請書（第9号様式）によって、当該各号に規定する書類を添えて行わなければならない。

(1) 本社・工場等新增設等支援制度

- ア 補助対象事業に係る実績報告書
- イ 固定資産税及び都市計画税の納税証明書並びに課税明細書
- ウ 申請日の属する年度及び当該年度の前の年度における市町村税の納付を証する書類
- エ 常時雇用者の名簿並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は事業所別被保険者台帳
- オ 常時雇用者の住民票の写し（市内初進出加算の対象となる場合に限る。）
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 市内初進出支援制度

- ア 補助対象事業に係る実績報告書
- イ 常時雇用者の名簿並びに雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は事業所別被保険者台帳及び住民票の写し
- ウ 直近年度における市町村税の納付を証する書類（第20条に規定する申請を行う日において、当該市町村税の納付期限が到来していない場合を除く。）
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) お試し立地支援制度

- ア 補助対象事業に係る実績報告書
- イ シェアオフィス等の利用料及び交通費の利用実績が分かる書類
- ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する期日までに行わなければならない

(1) 本社・工場等新增設等支援制度

補助対象事業に伴い取得した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税を納付した年度内

(2) 市内初進出支援制度

営業を開始する日から1年及び2年を経過した日からそれぞれ30日以内

(3) お試し立地支援制度

補助対象事業を完了した日から30日以内

（交付の決定）

第21条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、京都市企業立地促進制度補助金交付決定通知書（10号様式）により通知するものとする。

- 3 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、京都市企業立地促進制度補助金不交付決定通知書（第 1 1 号様式）により通知するものとする。

（地位の承継）

第 2 2 条 指定事業者に係る相続、合併又は分割により、当該指定事業者から補助対象事業に係る事業を承継しようとする者は、市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

- 2 指定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに、京都市企業立地促進制度補助金指定事業者承継承認申請書（第 1 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

（併用の禁止）

第 2 3 条 同一の補助対象事業において、第 3 条第 1 号と第 3 条第 2 号の制度は併用できない。

（補助対象事業所の敷地が特定地域の内外にわたる場合の措置）

第 2 4 条 補助対象事業所の敷地が特定地域の内外にわたる場合においては、その敷地は、全て当該特定地域内にあるものとみなして、本要綱の規定を適用する。

（補則）

第 2 5 条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この改正による改正後の京都市企業立地促進制度補助金交付要綱の規定は、この改正の施行の日以後に指定申請書を提出した者について適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この改正による改正後の京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第15条の規定は、平成31年3月31日以前に指定事業者となったものにも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

(適用区分)

2 この改正による改正後の京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第15条の規定は、令和3年2月14日以前に指定事業者となったものにも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要綱の規定は、この改正の施行の日以後の指定申請について適用し、同日前の指定申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、令和4年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この改正による改正後の京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第2章(第6条第1号ウ及び第2号ウを除く。)の規定は、この改正の施行の日以後の指定申請について適用し、同日前の指定申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要綱の規定は、この改正の施行の日以後の指定申請について適用し、同日前の指定申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。ただし、この改正による改正後の京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第20条の規定は、令和7年3月31日以前に指定事業者となったものにも適用する。

別表 1（第 6 条関係）

常時雇用者の増加数	補助金限度額	
	京都市外に本店を置く企業が 市内で本社・工場等を初めて設 置する場合	左記以外の場合
5 人以上 9 人以下	1 5, 0 0 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0, 0 0 0 円
1 0 人以上 1 9 人以下	3 0, 0 0 0, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0, 0 0 0 円
2 0 人以上 4 9 人以下	4 5, 0 0 0, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0, 0 0 0 円
5 0 人以上 9 9 人以下	6 0, 0 0 0, 0 0 0 円	4 0, 0 0 0, 0 0 0 円
1 0 0 人以上 2 9 9 人以下	9 0, 0 0 0, 0 0 0 円	6 0, 0 0 0, 0 0 0 円
3 0 0 人以上	1 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円	1 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円

備考

「常時雇用者の増加数」とは、第 1 3 条に規定する申請後における、当該本社・工場等及び同敷地内における常時雇用者の増加数をいう。

別表 2（第 1 2 条関係）

1 利用料の上限

		シェアオフィス等を利用する日数 ※海外企業についてはⅡ（上限 1 8 0 日）まで該当					
		Ⅰ			Ⅱ		
		7 日以上 3 0 日以下	3 0 日以上 6 0 日以下	7 6 日以上 9 0 日以下	9 0 日以上 1 2 0 日以下	1 2 0 日以上 1 5 0 日以下	1 5 0 日以上 1 8 0 日以下
シェアオフィス等 を利用する人数	1 人	1 6 , 0 0 0 円	3 3 , 0 0 0 円	5 0 , 0 0 0 円	6 6 , 0 0 0 円	8 3 , 0 0 0 円	1 0 0 , 0 0 0 円
	2 人	3 3 , 0 0 0 円	6 6 , 0 0 0 円	1 0 0 , 0 0 0 円	1 3 3 , 0 0 0 円	1 6 6 , 0 0 0 円	2 0 0 , 0 0 0 円
	3 人	5 0 , 0 0 0 円	1 0 0 , 0 0 0 円	1 5 0 , 0 0 0 円	2 0 0 , 0 0 0 円	2 5 0 , 0 0 0 円	3 0 0 , 0 0 0 円
	4 人	6 6 , 0 0 0 円	1 3 3 , 0 0 0 円	2 0 0 , 0 0 0 円	2 6 6 , 0 0 0 円	3 3 3 , 0 0 0 円	4 0 0 , 0 0 0 円
	5 人 以上	8 3 , 0 0 0 円	1 6 6 , 0 0 0 円	2 5 0 , 0 0 0 円	3 3 3 , 0 0 0 円	4 1 6 , 0 0 0 円	5 0 0 , 0 0 0 円

2 交通費の上限

		シェアオフィス等を利用する日数 ※海外企業についてはⅡ（上限 1 8 0 日）まで該当					
		Ⅰ			Ⅱ		
		7 日以上 3 0 日以下	3 1 日以上 6 0 日以下	6 1 日以上 9 0 日以下	9 0 日以上 1 2 0 日以下	1 2 0 日以上 1 5 0 日以下	1 5 0 日以上 1 8 0 日以下
シェアオフィス等 を利用する人数	1 人	1 往復に要する 経費かつ 1 6 , 0 0 0 円	2 往復に要する 経費かつ 3 3 , 0 0 0 円	3 往復に要する 経費かつ 5 0 , 0 0 0 円	4 往復に要する 経費かつ 6 6 , 0 0 0 円	5 往復に要する 経費かつ 8 3 , 0 0 0 円	6 往復に要する 経費かつ 1 0 0 , 0 0 0 円
	2 人	2 往復に要する 経費かつ 3 3 , 0 0 0 円	4 往復に要する 経費かつ 6 6 , 0 0 0 円	6 往復に要する 経費かつ 1 0 0 , 0 0 0 円	8 往復に要する 経費かつ 1 3 3 , 0 0 0 円	1 0 往復に要する 経費かつ 1 6 6 , 0 0 0 円	1 2 往復に要する 経費かつ 2 0 0 , 0 0 0 円
	3 人	3 往復に要する 経費かつ 5 0 , 0 0 0 円	6 往復に要する 経費かつ 1 0 0 , 0 0 0 円	9 往復に要する 経費かつ 1 5 0 , 0 0 0 円	1 2 往復に要する 経費かつ 2 0 0 , 0 0 0 円	1 5 往復に要する 経費かつ 2 5 0 , 0 0 0 円	1 8 往復に要する 経費かつ 3 0 0 , 0 0 0 円
	4 人	4 往復に要する 経費かつ 6 6 , 0 0 0 円	8 往復に要する 経費かつ 1 3 3 , 0 0 0 円	1 2 往復に要する 経費かつ 2 0 0 , 0 0 0 円	1 6 往復に要する 経費かつ 2 6 6 , 0 0 0 円	2 0 往復に要する 経費かつ 3 3 3 , 0 0 0 円	2 4 往復に要する 経費かつ 4 0 0 , 0 0 0 円
	5 人 以上	5 往復に要する 経費かつ 8 3 , 0 0 0 円	1 0 往復に要する 経費かつ 1 6 6 , 0 0 0 円	1 5 往復に要する 経費かつ 2 5 0 , 0 0 0 円	2 0 往復に要する 経費かつ 3 3 3 , 0 0 0 円	2 5 往復に要する 経費かつ 4 1 6 , 0 0 0 円	3 0 往復に要する 経費かつ 5 0 0 , 0 0 0 円

備考 1

「シェアオフィス等を利用する人数」は、シェアオフィス等を同時に利用する人の数をいう。ただし、シェアオフィス等の利用が一週間未満の人数は含めない。

備考 2

「〇往復に要する経費かつ〇円」とは、「〇往復に要する経費」と「〇円」のうち、いずれか低

い額をいう。

第 1 号様式（第 1 3 条関係）

京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定申請書

（宛先） 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 1 3 条の規定による補助対象事業の指定を受けたいので、同条の規定により申請します。	
補 助 金 の 種 別	
補助対象事業所の名称	
補 助 対 象 事 業 所 の 用 途 及 び 工 事 種 別	
補助対象事業所の所在地	
補助対象事業所で行う 業 務 の 内 容	
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
操 業 等 開 始 予 定 日	年 月 日
備 考	

注 この申請書には、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項各号に掲げる書類（(1)法人の登記事項証明書、(2)申請者の概要が分かる書類、(3)事業計画書）を添付してください。

第2号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
（担当



）

京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業として指定することを決定しましたので、同要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 指定年月日及び指定番号 年 月 日（ 第 号）
- 3 補助対象事業所の名称
- 4 補助対象事業所の用途及び工事種別
- 5 補助対象事業地

第3号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当

印
)

京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業不指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業として指定しないことを決定しましたので、同要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 補助対象事業所の名称
- 3 不指定理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 4 号様式（第 1 5 条関係）

京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業

変更
中止 届出書
廃止

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により京都市企業立地促進制度補助金交付 要綱第 1 3 条の規定による指定を受けた補助対象事業を ☐ 中止 ☐ 変更 ☐ 廃止しますので、 同要綱第 1 5 条の規定により届け出ます。	
補助対象事業の指定番号	第 号
補助対象事業の内容 (変更の場合のみ)	【変更前】
	【変更後】
変更、中止又は廃止の理由	
変更、中止又は廃止年月日	年 月 日

注 該当する ☐ には、レ印を記入してください。

第 5 号様式（第 1 6 条関係）

京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業操業等開始届出書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により京都市企業立地促進制度補助金 交付要綱第 1 3 条の規定による指定があった補助対象事業について、補助対象事業所の操 業等を開始しましたので、同要綱第 1 6 条の規定により届け出ます。	
補 助 金 の 種 別	
補助対象事業の指定番号	第 号
補助対象事業所の名称	
補 助 対 象 事 業 所 の 用 途 及 び 工 事 種 別	
補助対象事業所の所在地	
操 業 等 開 始 年 月 日	年 月 日

注 この届出書には京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 1 6 条に掲げる書類を添付してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当



)

京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定取消決定通知書

京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記の補助対象事業の指定を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 指定年月日及び指定番号 年 月 日 (第 号)
- 3 補助対象事業所の名称
- 4 補助対象事業所の用途及び工事種別
- 5 補助対象事業地
- 6 事業取消理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 7 号様式（第 1 9 条関係）

京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定取消猶予申請書

（宛先） 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名。）

補助金対象事業の指定の取消の猶予を受けたいので、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 1 9 条の規定により申請します。	
補助対象事業の指定番号	第 号
指定事業者の住所又は所在地	
補助対象事業所の名称	
猶予を受けようとする理由	
京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 1 号イに規定する要件を満たさなくなった日	年 月 日
備 考	

注 京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 5 条第 1 項第 1 号イに規定する要件を満たさないことを証明する書類（実績報告書及び実績報告書に記載した事項を証する書類）を添付してください。

第8号様式（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
（ 担 当

印
）

京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業指定取消猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市企業立地促進制度補助金補助対象事業
指定取消猶予申請については、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第19条の規定に基づき、
〇〇年度の補助金交付申請について、第18条第1項第1号による補助対象事業の取消しを猶予す
ることを決定しましたので通知します。

第 9 号様式（第 2 0 条関係）

京都市企業立地促進制度補助金交付申請書

（宛先）京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、補助金の交付を申請します。	
補 助 金 の 種 別	
補助対象事業の指定番号	第 号
補助対象事業所の名称	
補 助 対 象 事 業 所 の 用 途 及 び 工 事 種 別	
補助対象事業所の所在地	
交付を受けようとする 補 助 金 の 金 額	円
備 考	

注 この申請書には、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 2 0 条各号に掲げる書類を添付してください。

第10号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
（ 担 当

印
）

京都市企業立地促進制度補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市企業立地促進制度補助金については、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第21条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金の種別

2 補助対象事業所の名称

3 交付金額 金 円

4 交付の条件

- (1) 京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第6条に定める固定資産税及び都市計画税の納付額に変更が生じた場合には、速やかに京都市へ報告しなければなりません。
- (2) 前号の納税額が減額となっていた場合、補助金額を減額し、又は取り消すことがあります。

第 1 1 号様式（第 2 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
（ 担 当

印
）

京都市企業立地促進制度補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市企業立地促進制度補助金については、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 2 1 条の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の種別
- 2 補助対象事業所の名称
- 3 不交付理由

（教示） この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して 3 箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 1 2 号様式（第 2 2 条関係）

京都市企業立地促進制度補助金指定事業者承継承認申請書

（宛先）京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

指定事業者の地位を承継したいので、京都市企業立地促進制度補助金交付要綱第 2 2 条の規定により申請します。	
補 助 金 の 種 別	
補助対象事業の指定番号	第 号
指定事業者の住所又は所在地	
補 助 対 象 事 業 所 の 名 称	
承認後の補助対象事業所の名称	
承 継 の 理 由	
承 継 年 月 日	年 月 日
備 考	

注 承継を証する書類（遺産分割協議書、履歴事項全部証明書、分割契約書）を添付してください。